

令和2年5月7日

各施設・事業所 施設長 様
給付事務担当者 様

横浜市こども青少年局 保育・教育運営課

令和2年度4月分の給付費審査事務等について（令和2年5月7日時点）

日頃より本市の教育・保育行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

政府による「緊急事態宣言」を踏まえ、こども青少年局保育・教育運営課給付担当では期間中（4/20～5/6）、部分的に在宅勤務を実施することを「令和2年度4月分の給付費審査事務等について（令和2年4月17日付）」においてご連絡させていただいたところです。

この度、「緊急事態宣言」の延長を踏まえ、在宅勤務の実施期間を5月31日まで延長することになりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための在宅勤務実施に伴い、4月分の審査事務を簡略化し、施設等から提出された「届出書」及び「請求データ」に基づき支払させていただきます。

本処置に伴い、後日実施する審査によって過誤再請求やエラー発生に伴う対応をお願いする可能性がございますが、ご理解ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 請求業務の流れ

4月分届出書の提出 : 4月3日

※4/24（金）までに未提出の場合、5月早期フロー、5月通常フローでお支払いすることができません。

4月分データ受付期間 : 5月8日（金）～5月13日（水）

※簡易審査の結果、支払いに必要な修正が判明した場合のみご連絡させていただきます。

審査結果通知予定日 : 5月14日（木）

請求書締切 : 5月20日（水）

振込予定日 : 5月29日（金）

2 今後の対応について

5月のエラーフローは4月分当初請求のみ受け付けます。 過誤再請求及びエラー請求については、6月のエラーフロー以降で対応させていただきます。

3 「処遇改善等加算に関する書類」等について

各施設・事業者に対する給付費（委託費）の支払いを優先して対応させていただくため、処遇改善等加算に関する、修正依頼等のご連絡が通常より遅れることが予想されます。

裏面あり

4 「令和2年度横浜市民間保育所賃借料補助金」等について

令和2年度横浜市民間保育所賃借料補助金の交付申請及び令和元年度分実績報告書の提出については、5月以降にお知らせします。

5 その他

お問合せ専用ダイヤルについては、区ごとに対応可能日を設定させていただきます。

【対応可能日：5/11、18、20、22、26、28】		【対応可能日：5/15、19、21、25、27、29】	
区	電話	区	電話
神奈川	045-264-9482	鶴見	045-264-9849
西	045-264-9842	中	045-264-9483
南	045-264-9842	保土ヶ谷	045-264-9843
港南	045-264-9846	港北	045-264-9461
旭	045-264-9460	青葉	045-264-9848
磯子	045-264-9460	都筑	045-264-9841
金沢	045-264-9846	栄	045-264-9843
緑	045-264-9847	戸塚	045-264-9483
泉	045-264-9845	瀬谷	045-264-9841
市外	045-671-0205		

※5月8、12、13、14日については、市内18区及び市外の全て対応可能日とします。

6月以降の対応については、緊急事態宣言期間が変更されるタイミングでお知らせします。

お問合せ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課 給付担当
電話 671-0202、671-0204